

発議第 号

伊勢市議会会議規則の一部改正について

伊勢市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように提出する。

平成27年7月8日

議会運営委員会

委員長 西山 則夫

記

伊勢市議会規則第 号

伊勢市議会会議規則の一部を改正する規則

伊勢市議会会議規則（平成17年伊勢市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第89条に次の1項を加える。

- 2 委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（説 明）

これは、出産に伴う議会の欠席に関する規定の整備を行うため、規則を改正しようとするものである。

伊勢市議会規則第 号

伊勢市議会会議規則の一部を改正する規則

伊勢市議会会議規則（平成17年伊勢市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第89条に次の1項を加える。

- 2 委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

#### (説 明)

これは、出産に伴う議会の欠席に関する規定の整備を行うため、規則を改正しようとするものである。

(参考)

改正後	改正前
<p>第1章 会議</p> <p>第1節 総則</p> <p>第1条 略</p> <p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p><u>2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p> <p>第3条～第13条 略</p> <p>第2節 議案及び動議</p> <p>第14条～第19条 略</p> <p>第3節 議事日程</p> <p>第20条～第24条 略</p> <p>第4節 選挙</p> <p>第25条～第34条 略</p> <p>第5節 議事</p> <p>第35条～第48条 略</p> <p>第6節 秘密会</p> <p>第49条・第50条 略</p> <p>第7節 発言</p> <p>第51条～第66条 略</p> <p>第8節 表決</p> <p>第67条～第76条 略</p> <p>第9節 公聴会、参考人</p> <p>第77条～第83条 略</p> <p>第10節 会議録</p> <p>第84条～第87条 略</p> <p>第2章 委員会</p> <p>第1節 総則</p> <p>第88条 略</p> <p>(欠席の届出)</p> <p>第89条 委員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p><u>2 委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</u></p>	<p>第1章 会議</p> <p>第1節 総則</p> <p>第1条 略</p> <p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>第3条～第13条 略</p> <p>第2節 議案及び動議</p> <p>第14条～第19条 略</p> <p>第3節 議事日程</p> <p>第20条～第24条 略</p> <p>第4節 選挙</p> <p>第25条～第34条 略</p> <p>第5節 議事</p> <p>第35条～第48条 略</p> <p>第6節 秘密会</p> <p>第49条・第50条 略</p> <p>第7節 発言</p> <p>第51条～第66条 略</p> <p>第8節 表決</p> <p>第67条～第76条 略</p> <p>第9節 公聴会、参考人</p> <p>第77条～第83条 略</p> <p>第10節 会議録</p> <p>第84条～第87条 略</p> <p>第2章 委員会</p> <p>第1節 総則</p> <p>第88条 略</p> <p>(欠席の届出)</p> <p>第89条 委員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p>

第90条～第92条 略  
第2節 審査  
第93条～第109条 略  
第3節 秘密会  
第110条・第111条 略  
第4節 発言  
第112条～第123条 略  
第5節 委員長及び副委員長の互選  
第124条・第125条 略  
第6節 表決  
第126条～第135条 略  
第3章 請願  
第136条～第142条 略  
第4章 辞職及び資格の決定  
第143条～第147条 略  
第5章 規律  
第148条～第156条 略  
第6章 懲罰  
第157条～第162条 略  
第7章 協議又は調整を行うための場  
第163条 略  
第8章 議員の派遣  
第164条 略  
第9章 補則  
第165条 略

第90条～第92条 略  
第2節 審査  
第93条～第109条 略  
第3節 秘密会  
第110条・第111条 略  
第4節 発言  
第112条～第123条 略  
第5節 委員長及び副委員長の互選  
第124条・第125条 略  
第6節 表決  
第126条～第135条 略  
第3章 請願  
第136条～第142条 略  
第4章 辞職及び資格の決定  
第143条～第147条 略  
第5章 規律  
第148条～第156条 略  
第6章 懲罰  
第157条～第162条 略  
第7章 協議又は調整を行うための場  
第163条 略  
第8章 議員の派遣  
第164条 略  
第9章 補則  
第165条 略